

改正

平成26年10月29日中津市告示第313号

平成30年3月13日中津市告示第55号

令和 3年3月10日中津市告示第64号

中津市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市地域介護・福祉空間整備等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）の規定に基づく事業の実施を行う者に対し、補助金を交付することにより、施設及び設備等の整備を推進することを目的とする。

(交付の対象及び交付額)

第3条 この補助金は、国実施要綱に基づき行われる国交付要綱に定める交付対象事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

2 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他補助事業として適当とは認められない費用

3 補助金の交付額は、国交付要綱による国の交付決定額と同額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。ただし、施設の規模を著しく変更しない程度の軽微な変更は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）のうち次に掲げるものをこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃止しようとするときは、財産処分等承認願（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
 - ア 不動産及びその従物
 - イ 単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により、この補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 補助事業を行う者が、前号までの条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

（変更等の承認）

第7条 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合（第5条第2項第1号ただし書に掲げる場合は除く。）
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書(様式第6号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更(取消)通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 第7条の承認をした場合
- (2) 前条の報告を受けた場合
- (3) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 建設等に係る支払いの確認が出来る書類
- (3) 収支精算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容(第7条に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の後に、当該決定した額の範囲内において必要と認められる額を支払うことができる。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは、「次条第1項」とする。

- 2 前項の規定により交付した補助金の額が、第12条の規定に基づき確定した補助金の額に満たない場合には、補助事業者はその不足する額について補助金交付請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超える場合には、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業に係る第5条第2項(第4号から第13号までに限る。)に規定する条件及び第11条から第14条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成26年10月29日中津市告示第313号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年3月13日中津市告示第55号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月10日中津市告示第64号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式(省略)